

令和4年5月9日

長久手市教育委員会

教育長 大澤 孝明 様

長久手市中央図書館運営協議会

委員長 伊藤真理

長久手市中央図書館への指定管理者制度導入決定に関する意見

日頃より本協議会に対しまして、運営面等のご理解を賜りお礼申し上げます。さて、令和3年度第2回運営協議会におきまして、長久手市行政改革指針に関するご説明をいただきました。私どもといたしましては、市の方針についてなるべく理解を深めることができるように努めるとともに、平成29年度に検討された当館管理運営検討委員会の答申も重視し、委員からの真摯な意見を取りまとめました。今後、指定管理者委任に関して議会でお諮りになるにあたってのご参考になればと存じます。

微力ではございますが、今後も引き続き図書館運営について利用者とともに考えて参りたいと存じます。よろしくお取りはかりのほど、お願い申し上げます。

【図書館への指定管理者制度導入の考え方について】

指定管理者制度については、日本図書館協会でも全国的な調査が実施されており、また多くの資料で図書館運営での新たな制度として言及されています。ご承知のように、図書館界では図書館の専門性の観点から、拙速な指定管理者制度の導入には懐疑的である自治体も多くみられ、実際に導入後に直営に変更するなど、一時期に急激に多かった導入数は、近年では伸びていません。

しかしながら、大事な税金を効率よく運用するためには、可能な限り民間活力を導入することも有効な手段です。その意味では、数年で定期的に異動がある行政職公務員よりも、資格を有した指定管理者の職員が実践的な業務にあたることは妥当であろうとも考えられます。それは、指定管理者制度において、“公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき”に当該制度を導入できるとしているからです。この点において、現在私たちを取り巻く状況について改めて検討する必要があると考えます。

まず公立図書館は、運営者が公民に関わらず、社会教育施設です。現在のような非常に不安定な社会状況の中で信頼性の高い情報や知識を提供する礎として機能する図書館について、営利を目的とする民間が運営をすることに関する適切な評価を設定しておく必要があります。

また、市の基本構想にも示されておりますこどもたちの「生きる力」を育むために、デジタルツールを効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びを実践していくには学校図書館と公立図書館との連携は欠かせません。幸い、本市では中央図書館から学校司書が派遣されており、その基盤ができていると思われます。学校現場ではさらなる充実の要望があり、中・長期的な計画が求められます。3～5年で変更される指定管理者が的確に役割を担うことができるのかについての確認が求められます。

さらに、「長久手市中央図書館の管理運営検討委員会の答申」にもありましたように、本市では図書館の会計年度任用職員による円滑な図書館サービスが実行されているという現在の体制に鑑みますと、決して経費のスリム化や業務の改善にも直結しないようです。そのため、当該制度導入による図書館運営で

のメリットについての丁寧なご説明とともに、異なる運営に舵を切ることへの入念な準備が必要と推察いたします。

上述のいくつかの点につきましては、次ページに記載しておりますとおり、他委員からも関連する意見が出されており、懸念されている事項です。あわせてのご配慮をいただけますと幸いです。

【委員意見】

1 制度導入方針

- (1) 指定管理者制度がいいのか悪いのか資料など数字ではわからないが、増えていくとは思っていた。
- (2) 以前は直営が良いと考えていたが、市全体の状況や時代の流れを鑑み、指定管理者制度導入はやむを得ないと考える。
- (3) 予算がかかわってくるもので、市の上層部からの話であれば、余所も変わってきているので仕方がないところだと思う。文化協会も苦勞している。
- (4) 以前、今の体制（直営）を続けてほしいという要望だったと思うが、財政面の理由は仕方がない。
- (5) 財政的に変わるのかが不明瞭である。今と支出が変わらないなら、直営から変える意味があるのかは疑問であり、市民としては損失だと思う。
- (6) できれば指定管理者制度は避けた方がよい。
- (7) 市民参加という理念は良いが、行政改革はそれと矛盾しているのではないか。

2 市民への直接的影響

- (1) 無料原則の図書館に対して、指定管理者制度導入によって、市民へどのようなメリットがあるのか。利益はあるのかが疑問である。
- (2) 指定管理者に図書館運営を任せることによって、個人情報管理など安全に利用できるか不安である。
- (3) 本が好きで孫の世代まで利用している。現状の図書館の雰囲気が良いと思うので、業者へうまく引き継いでほしい。
- (4) 読書の楽しみ、読書を通じた人間形成のための図書館として、これからも歩んでほしい。

3 図書館運営

- (1) これまで積み重ねてきた独自のサービス、専門職の知識・資格が伝承されなければならない。
- (2) 民間活用とともに専門司書の意見を十分に取り入れた図書館運営を実施してほしい。
- (3) サービス低下にならないように調査研究して、図書館の意義を訴えていくべき。
- (4) 指定管理者制度導入後も学校連携司書の派遣を継続してほしい。学校としては市の方針に従っていくことになると思うが、日数が短くなったり、なくなったりしてしまうのは困る。むしろ増えることを期待する。
- (5) 民間事業者のノウハウの活用、効率的な運営が考えられるが、図書館本来の機能である読書の楽しみ、資料の収集、本による知識の習得への役割を失ってはならない。
- (6) マスメディアやウェブ情報の利用が主となった時代ではあるが、これらは受動的な部分が多く、考える力が余りつかない。読書を通じて創造性を身につけることは大事であり、入館者の増加を図るためのイベント広場のような方向性に行くことを避けてほしい。
- (7) 昨年度から IC タグが導入されているので、市民の読書傾向や図書館利用に関するデータを分析して、市民の目線にあった選書とコレクション構築を希望する。
- (8) 長久手は、天正 12 年（1584 年）小牧・長久手の戦いがあった地でもあり、こうした歴史的な遺産を後世に伝えるためにも、地域に根ざした図書館の目玉として「歴史コーナー」をもうけることも必要と思われる。

以上